

社会福祉法人 安養福祉会 評議員及び役員（理事・監事）の
費用弁償に関する規定

第一条 社会福祉法人 安養福祉会（以下「法人」という。）の役員が招集に応じ、若しくは法人の用務について旅行したときはその旅行について費用弁償として旅費を支給する。

第二条 前条の規定により支給する旅費の額は、別表第一によるものとし、高千穂町内の場合はバス運行路線にあつては最寄の停留所までのバス料金の実費とする。ただし、2キロメートル未満は、日当のみとする。前項に定めるもののほか、旅費の支給については光寿保育園旅費規程の例による。

第三条 この規程は、法人の役員で光寿保育園の職員と兼ねるものであるときは適用しない。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から適用する。

この規程は、平成 2年4月1日から一部改正する。

この規程は、平成 6年4月1日から一部改正する。

この規程は、平成20年6月1日から一部改正する。

この規程は、平成29年4月1日から一部改正する。

別表第一

日 当	宿 泊 料	
4, 8 0 0 円	県 内	県 外
	8, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円